

## 後援名義

登米市では、一定の要件のもと各種団体が行う事業の後援を行っております。

### 主な承認基準

#### 主催者の基準

1. 国または地方公共団体
2. 学校及び学校の連合体
3. 公益法人及びこれに準ずる団体。ただし、宗教団体を除く。
4. 1から3までに掲げる団体以外の団体で主催者の存在、基礎が明確であり事業遂行能力が十分であると判断されるもの

#### 事業内容の基準

次の全てを満たすもの

1. 市の施策の推進上、明らかに有益であると認められるもの
2. 団体の長が主催するもの
3. 市民の生活、健康及び福祉の向上、地域振興、産業振興及び教育、文化又はスポーツの向上並びに普及に寄与するもので公益性のある事業であること
4. 営利を目的としないもの
5. 政治的色彩を有しないもの
6. 公序良俗に反しないもの

### 申請に必要な書類

#### 1. 申請書（任意様式）

##### 記載事項

- ・ 事業の名称
- ・ 開催期日または期間
- ・ 開催場所の名称・所在地
- ・ 後援等の使用形態
- ・ 参加対象及び予定人数

#### 2. 事業の実施目的・内容等のわかる書類（大会要項等）

#### 3. 事業の収支予算書

#### 4. 主催者及び役員等その他事業関係者の名簿

#### 5. その他必要な書類

### 申請方法

申請は、事業内容に関連する担当課へ直接申請することになります。なお、申請する担当課等がご不明な場合は、総務部市長公室（0220-22-2090）へお問い合わせください。

### 事業報告

事業終了後は、決算書やその他事業内容がわかる資料により、速やかに結果を報告してください。